

日経エッセイ

技術者のための 知的財産基礎講座

2005年 7月 5日(火)

松村 貞夫

I. 何故、今、知的財産なのか

1. 判決が教えるもの

2006年経社研知的財産部編纂部

2. プロパテント時代とは

「プロパテント」とは、知的財産権を積極的に保護・活用すること

プロパテント化への法改正

98年、99年の二度にわたる特許法改正
知的財産権侵害のやり得防止

- 実施料並の損害賠償額から、侵害や紛争の抑止効果を持つ損害賠償額を容認していく制度への見直し(98年)
- 権利侵害に対する救済措置の拡充や権利侵害行為の立証の容易化等の見直し(99年)

2006年経社研知的財産部編纂部

II. 技術者の役割

1. 技術開発活動とは

技術開発活動とは何をする事か？

↓

顧客ニーズ・潜在シーズの技術的具現化

↓

| ニーズ・シーズ | 技術というフィルター | 課題 技術課題 | 成果 製品・技術 |
|---------|------------|------------|-------------|
| もっと安く | → | → | ↓ |
| 早く(速く) | → | → | |
| 簡単に | → | → | |
| きれいに | → | → | |
| 静かに | → | → | |
| 長寿命に | → | → | → |
| ・・・ | | | |

2006年経社研知的財産部編纂部

2. 技術開発活動と創作活動

技術開発活動とは、

技術課題を技術的解決手段 で達成すること

↓

技術的解決手段 = 創作活動

↓

創作活動 = 新しいことを考え作り出すこと

3. 研究・開発者の役割

与えられた技術課題を

技術的解決手段を駆使して 解決すること

2006年経社研知的財産部編纂部

4. 技術の方向づけと技術水準の把握

- 調査活動からの始動
 - ・先行する技術の把握
 - ・企業動向、技術動向の把握
 - ・技術網の把握

↓

開発技術の方向づけ

- 技術の客観的な認識
 - ・技術水準の把握は技術者としての生命線
 - ・開発技術は技術水準の凌駕が要件

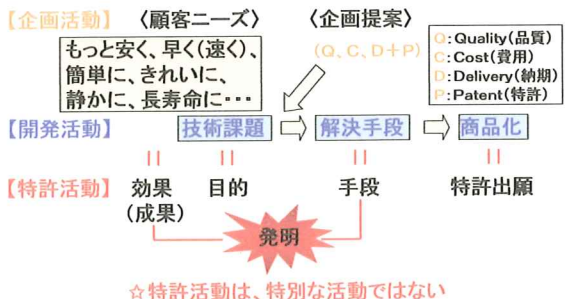
↓

技術水準の把握

2006年経社研知的財産部編纂部

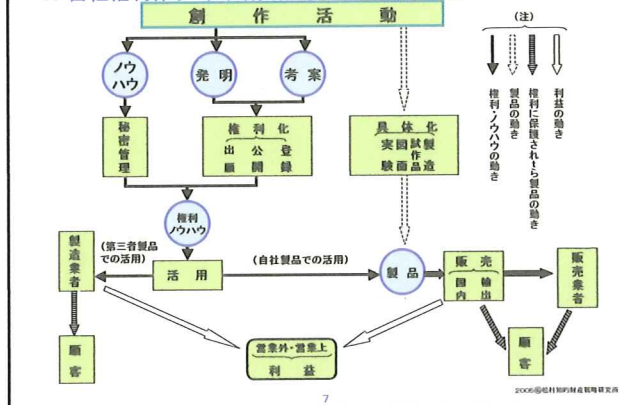
5. 研究・開発者のなすべきこと

・研究・開発・設計・生産技術等の活動と知的財産活動の同期化



Ⅲ. 技術開発の現場での実践

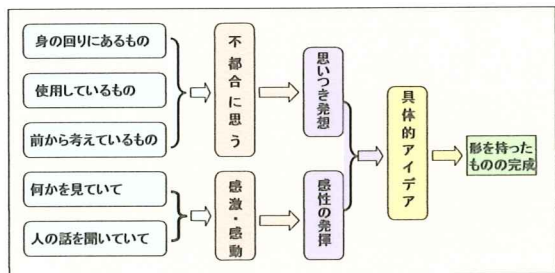
1. 自社権利作り (1) 研究成果の権利化と活用



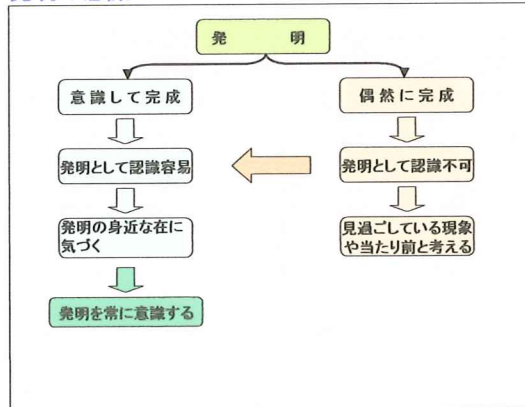
(2) 発明の捉え方

1) 発明の創出

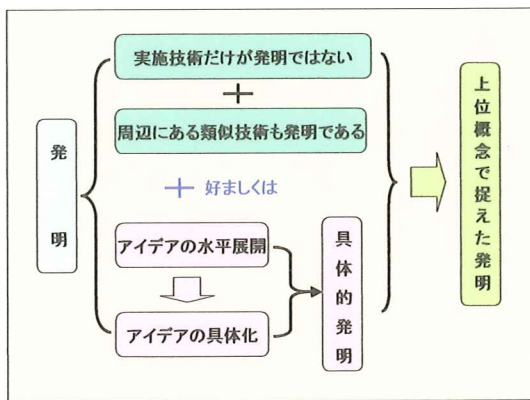
・発明発想の原点



・発明の意識

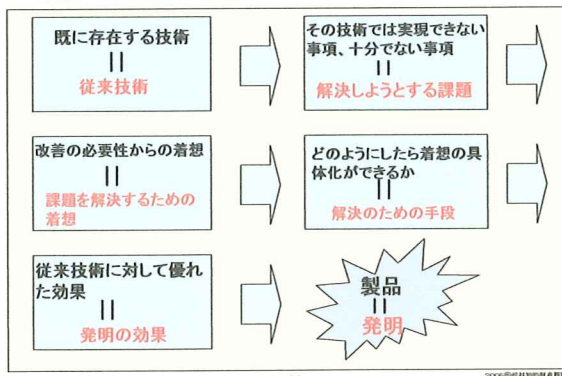


・発明を広く捉える



2) 発明の捉え方

・現実的発明の認識



(3) 有効特許の取得

1) 有効特許とは

◇有効特許

- ・利益をあげる商品価値を持った特許
- ・ロイヤリティーを稼ぐ特許

◇有効特許の要件

- ・他社が使わざるを得ない、また使う可能性の高い特許
- ・他社が侵害の事実を容易に認めざるを得ない特許

◇有効特許の評価

- ・有効特許の客観的な特定には、特許マップを活用
(特許マップとは、特許情報を出願人、発明者、特許分類、技術、目的、構成要素等、特定の項目(観点)の下に整理して図・表化したもの)

12

2006 © 社団法人特許協会 特許普及部

2) 有効特許の種類

・独自技術特許

市場を制覇するか勝ち筋技術からなる特許

・差別化技術特許

競合他社に市場で勝てる技術からなる特許

・必然特許

技術課題を解決するために、実質的にその技術手段しかない特許

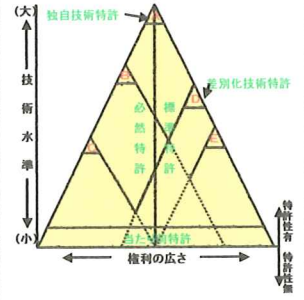
・当たり前特許

技術課題を解決する手段が、周知慣用の技術手段からなる特許(技術手段は新規)

・標準特許

業界技術標準(デ・ファクト)に採用される特許

3) 有効特許相互の関係



13

2006 © 社団法人特許協会 特許普及部

(4) 特許権の活用

1) 経営資源としての権利活用

① 事業の独占戦略

- ・事業の独占 → 不法行為は法的手段で対抗

② 事業の自由度確保戦略

- ・クロスライセンス → 自由に使用しうる状況を創出

③ 実施料等の享受戦略

- ・不実施権利 → 実施料で企業収益に寄与

④ 技術の公開戦略

- ・市場開拓・拡大 → 自社技術の公開(業界標準)

⑤ 技術の供与戦略

- ・先行開発の技術・特許・ノウハウ → 積極的に供与

14

2006 © 社団法人特許協会 特許普及部

2) 権利の自社活用推進

① 技術別、製品別での実施権利の管理

- 実施リストの作成、セールスポイントの対外的PR

② 権利リストの活用

- 技術別、製品別自社権利リストへの簡単アクセス

③ 類似技術・製品での権利活用の推進

- 製品開発のリードタイム短縮と技術の社内標準化

3) 他社権利の活用による技術補完戦略の推進

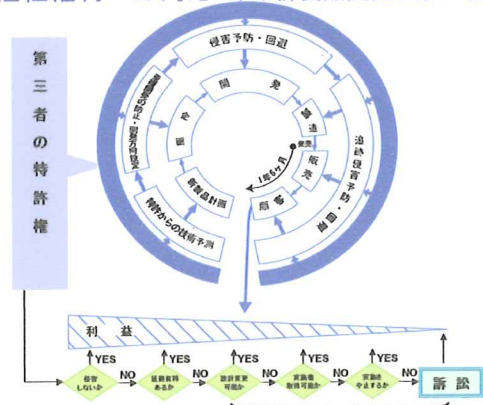
① 不足技術 → 他社技術導入の検討

② 技術力向上 → 他社権利活用の実践

15

2006 © 社団法人特許協会 特許普及部

2. 他社権利への対応 (1) 新製品開発と第三者特許



16

2006 © 社団法人特許協会 特許普及部

(2) 他社権利チェック

1) 知的財産権の尊重

- ① 企業の構成員の行動 → 法を遵守し、社会の規範・正義から逸脱しない道徳観、倫理観の堅持
- ② 企業の知的財産権取得 → 意義、重要性の認識
- ③ 他社知的財産権の尊重 → 無視しない態度の醸成
- ④ 研究開発部門 → 権利侵害予防活動体制の構築

2) 権利調査と侵害回避

- ① 開発テーマ始動時 → 権利有効期間中の調査の実施
- ② 開発テーマ活動中 → 発行される特許公報の調査の実施
- ③ 阻害権利への対応 → 情報提供、審査請求、無効審判、設計変更、実施権取得等の明確化

17

2006 © 社団法人特許協会 特許普及部

3) 専門家の判断

① 開発テーマ推進上 → 侵害性や無効性の判断

② 特許、公知文献、開発製品の技術等 → 詳細説明が必要

③ 輸出製品への配慮 → 故意侵害(特に米国)

4) 特許承認

① 問題となる特許 → 早期発見・早期対応が肝心

② 避けて通れない特許 → 事業推進責任者が対応決断

③ 新製品 → パテント・クリアランスが絶対条件

④ 問題特許解決の承認 → 特許承認権限者の決定事項

18

2006 © 旭化成材料株式会社 旭化成研究開発部

5) 他社権利チェック時の留意点

1. 特許請求の範囲について

① 特許請求の範囲 → 「請求項」の集合である
 独立項 → 他の請求項を引用していないもの
 従属項 → 他の請求項を引用したもの

② 特許請求の範囲の請求項 → 「独立項」のうち1つでも問題があれば従属項を含め詳細検査が必要

③ 特許請求の範囲の請求項 → 「従属項」は従属する請求項の構成を全て持っているため、従属先の請求項の結論(問題有・無)に従う

2. 発明の詳細な説明、図面や要約書について

① 特許請求の範囲基準の原則 → ~しなければならない

② 発明の詳細な説明、図面参照の原則 → ~するものとする

③ 要約書不参酌の原則 → ~してはならない

19

2006 © 旭化成材料株式会社 旭化成研究開発部

6) 特許公報の読み方

特許公報になれない段階では、第1段階に示される(1)~(3)の順に読み、慣れるに従って第2段階、最終的には第3段階で読めるように訓練する

第1段階

- (1)【従来の技術】および【発明が解決しようとする課題】
- (2)【実施の形態】または【実施例】
- (3)【特許請求の範囲】および【発明の効果】

第2段階

- (1)【従来の技術】および【発明が解決しようとする課題】
- (2)【特許請求の範囲】および【発明の効果】

第3段階

- (1)【特許請求の範囲】および【発明の効果】

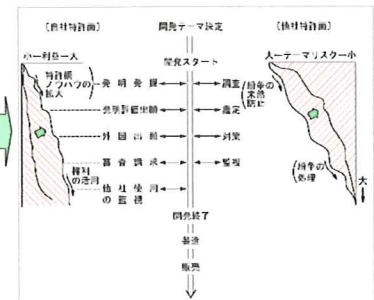
20

2006 © 旭化成材料株式会社 旭化成研究開発部

3. 研究開発テーマでの対応

(1) ビジネス上の利益とリスク

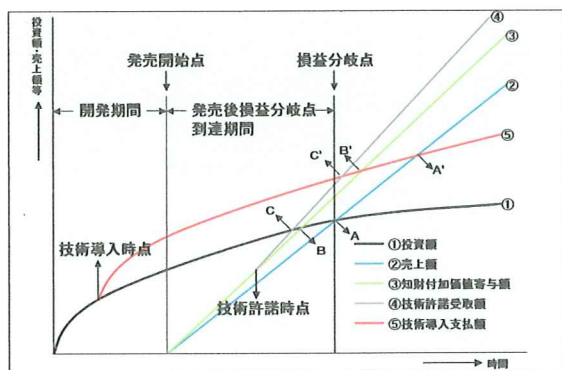
・ビジネス上の利益の拡大
 ・ビジネス上のリスクの防止(軽減)



21

2006 © 旭化成材料株式会社 旭化成研究開発部

(2) 開発戦略と知的財産戦略の同期による投資回収



22

2006 © 旭化成材料株式会社 旭化成研究開発部

IV. 今後具体的に検討すべきこと

「デザイン・レビューと特許・レビューの同期化」

1. 設計の考え方

「設計とは何か」 → 総合化すること
 矛盾する様々なファクターを総合して一つの解にまとめる具体化作で科学的論理性を高めると良い設計が可能となる

2. 設計の「制約条件」と「成功に必要な要件」

「制約条件」 → ① 時間と資源に限り ② 常に競合の競争 ③ いつも一歩先行

「成功に必要な要件」 → ① 妥協・可能性を広げて 正しい選択・理論で選択、直感を尊重 ③ 優先順位・時々刻々変化 ④ 循環・連鎖・作業はスパイラル上に繰り返し ⑤ 総合化・科学的論理性を活用

23

2006 © 旭化成材料株式会社 旭化成研究開発部

VI. 知的財産面から見た望ましい研究・開発者の姿

知的財産面から見た望ましい研究・開発者は、

・ビジネス環境の変化としての微動を知得している

・技術動向、技術水準を理解している

・先行する自他社の特許等を早期、かつ体系的に把握している

・研究開発活動を計画的・戦略的に実践できる

・独創的な技術で保護された特許権が取得できる

・他社の権利を侵害しない技術・製品を創り出すことができる

が出来る人であり、これ等の人が一流技術者であると言える

2006 知的財産戦略推進事務局